

内 規

(目的)

第1条 この内規は、本会の会員並びに本校の生徒の慶弔と旅費について、必要な事項を定める。

(慶弔)

第2条 会員及び生徒が死亡した場合は、遺族に対して弔慰金(5,000円)と花輪を贈り、弔意を表す。

第3条 生徒が傷病により1か月以上休養する場合は、見舞金または見舞品(3,000円以内)を贈る。

第4条 教職員の転勤・退職の際は、記念品(3,000円以内)を贈る。

第5条 その他の慶弔の場合、または支出が必要な場合は、運営ミーティングで決定する。

(旅費)

第6条 会員がPTA活動により出張した場合、次の旅費を支給する。ただし、出張先が緑台・向陽台・水明台・清流台の場合は支給しない。

(1) 交通費…公共交通機関の実費とし、自宅を起点とする。

第7条 PTA活動が全日の場合は、昼食費を支給する。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、運営ミーティングで決議するものとする。

付則

本内規は、令和2年5月1日から施行する。

本内規は、令和3年5月〇日に一部改正する。